

公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務局職員の  
給与に関する規程

(平成8年2月27日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務局職員就業規程（平成8年2月27日施行）第23条の規定により公益社団法人秦野市シルバー人材センターの事務局職員の給与の支給について、必要な事項を定める。

(給 与)

第2条 給与とは、給料、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当及び期末手当をいう。

2 職員の給与は、秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45条）及びこれに基づく規則等（以下「秦野市条例等」という。）の規定を参考に、予算の範囲内で支給する。ただし、管理職手当の額については、理事長が別に定める。

(給料表)

第3条 給料表は、別表第1に定めるところによる。

(期末手当)

第4条 期末手当は、1会計年度につき、給料月額 $\times$ 4.6か月分（6月期2.3月、12月期2.3月）の額を基本額として予算の範囲内で支給する。

(初任給、昇給及び昇格の基準等)

第5条 職員の初任給、昇給及び昇格の基準については、秦野市条例等を参考に、理事長が別に定める。

2 昇給及び昇格については、その者の人事評価の結果に応じて行うものとする。

3 職員の昇給については、予算の範囲内で行わなければならない。

4 50歳以上である職員は、昇給を停止する。

(基準的職務)

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的

な職務の内容は、次の表のとおりとする。

別表第1 正職員給料表						
級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
職務内容	事務局長・ 事務局長代理 の職務	次長 の職務	次長補佐 の職務	主任 の職務	主事 の職務	主事補 の職務

2 事務局長の職にある職員が、雇用期間の定めのある職員の場合は、前項の規定は適用せず、給与については理事長が別に定める。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職手当については、支給しないものとする。

(退職手当)

第7条 職員の退職手当については、理事長が別に定める。

(平均賃金)

第8条 平均賃金の算定については、これを算定すべき理由の発生した日以前3か月間にその職員に対して支給した給料の総額を、その期間の総日数で除した金額とする。ただし、その金額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第1項ただし書の規定により計算した金額以上の額とする。

(非常時払)

第9条 理事長は、職員から出産、疾病、災害その他労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）で定める非常の場合の費用に充てるために請求があった場合においては、給料支給日前であっても、既往の勤務に対する給料を支給しなければならない。

(休業手当)

第10条 職員が自己の責に帰すべき理由によらないで休業した場合は、理事長は、休業期間中その職員にその平均賃金の100分の60以上の額の手当を支給する。

(給与から控除)

第11条 理事長は、職員に給与を支給する際、その給与から雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を定期的に徴収する費用を控除することができる。

(嘱託職員等の給与)

第12条 嘱託職員、再雇用職員及び臨時職員については、理事長が別に定めるところにより給与を支給する。

2 嘱託職員（事務局長が、雇 175 定めのある場合を含む。）の報酬月額、並びに再雇用職員の給料月額については、別表第2に定めるところによる。

（給料表等の見直し）

第13条 理事長は、この規程の施行の日から4年を超えない期間ごとに、第3条で定める給料表並びに第12条で定める嘱託職員及び再雇用職員の給料月額（以下「給料表等」という。）について、当センターの経営状況に相応しく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとする。

2 理事長は、前項の検討の結果を踏まえ、給料表等を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第14条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日 176 行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 1 5 日議案第 1 9 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 1 7 日議案第 2 1 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（検討）

2 第 2 条第 1 項に規定する地域手当については、この規程の施行後 4 年を目途として、必要性、公平性等の観点から廃止に伴う代替措置を含めて総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則（令和 7 年 1 1 月 2 1 日議案第 1 3 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条のうち、1 2 月期の支給率は令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

別表第1(第3条関係)

○正職員給料表

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	円	円	円	円	円	円
1	166,800	234,750	257,650	278,300	284,900	293,750
2	167,900	236,600	258,900	279,800	287,000	295,950
3	169,100	238,350	260,150	281,450	289,100	298,150
4	170,200	240,000	261,300	283,050	291,150	300,400
5	171,300	241,700	262,550	284,700	293,250	302,650
6	172,700	243,350	263,650	286,300	295,350	304,850
7	174,050	244,900	264,800	287,950	297,450	307,050
8	175,400	246,550	265,950	289,500	299,650	309,250
9	176,700	247,850	267,100	291,250	301,650	311,500
10	178,250	249,150	268,450	292,950	303,600	313,700
11	179,700	250,400	269,800	294,600	305,850	315,900
12	181,150	251,650	271,150	296,250	307,450	318,000
13	182,550	252,800	272,600	297,700	309,100	320,250
14	184,150	254,100	274,100	298,950	310,650	322,500
15	185,750	255,350	275,500	300,250	312,100	324,700
16	187,400	256,600	276,900	301,750	313,700	327,100
17	188,600	257,650	278,350	303,550	315,750	329,150
18	190,100	258,900	279,850	305,400	317,750	331,200
19	191,600	260,150	281,350	307,200	319,750	333,200
20	193,050	261,300	282,850	308,900	321,650	335,150
21	194,450	262,550	284,300	310,750	323,550	337,000
22	196,500	263,650	285,650	312,550	325,500	338,900
23	198,550	264,800	287,050	314,400	327,400	340,850
24	200,600	265,950	288,350	316,000	329,150	342,600
25	202,600	267,100	289,500	317,900	331,000	344,550
26	204,300	268,450	290,950	319,700	332,850	346,350
27	205,750	269,800	292,300	321,500	334,650	348,250
28	207,250	271,150	293,750	323,050	336,250	349,900
29	208,650	272,600	295,150	324,900	338,100	351,750
30	210,050	274,100	296,650	326,800	339,900	353,550
31	211,500	275,500	298,200	328,650	341,700	355,350
32	212,900	276,900	299,750	329,850	343,100	357,000
33	214,250	278,350	301,150	331,800	344,900	358,900
34	215,900	279,850	302,650	333,600	346,650	360,550
35	217,550	281,350	304,050	335,450	348,400	362,300
36	219,200	282,850	305,500	337,150	349,800	363,950
37	220,700	284,300	306,950	338,900	351,500	365,700
38	222,350	285,650	308,450	340,700	353,200	367,500
39	224,000	287,050	309,900	342,450	354,850	369,200
40	225,650	288,350	311,300	344,250	356,650	371,150
41	227,200	289,500	312,200	346,100	358,450	373,050
42	228,800	290,950	313,600	347,900	360,200	375,000
43	230,400	292,300	315,000	349,750	361,900	376,900
44	232,000	293,750	316,450	351,250	363,300	378,400
45	233,300	295,150	317,850	352,650	364,600	380,200
46	234,800	296,650	319,300	354,100	365,900	381,950
47	236,250	298,200	320,700	355,550	367,300	383,550
48	237,750	299,750	322,050	357,100	368,500	385,300

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	円	円	円	円	円	円
49	239,100	301,150	323,450	357,900	369,400	386,700
50	240,500	302,650	324,600	359,000	370,450	388,150
51	241,850	304,050	325,750	360,000	371,550	389,650
52	243,150	305,500	326,900	360,900	372,350	391,050
53	244,300	306,250	327,600	362,000	373,250	392,250
54	245,600	307,550	328,500	362,900	374,150	393,450
55	246,900	308,700	329,250	363,950	375,000	394,500
56	248,150	309,900	330,050	364,850	375,850	395,600
57	249,150	311,100	330,900	365,550	376,650	396,800
58	250,350	312,000	331,300	366,250	377,450	397,950
59	251,450	312,900	331,950	366,900	378,200	399,050
60	252,500	313,950	332,700	367,300	378,900	399,750
61	253,500	314,850	333,500	367,900	379,600	400,450
62	254,400	315,900	334,200	368,600	380,300	401,150
63	255,300	316,700	334,900	369,300	381,000	401,850
64	256,200	317,550	335,550	369,600	381,500	402,450
65	257,100	318,450	336,050	370,300	382,100	403,050
66	257,950	319,100	336,650	371,000	382,700	403,550
67	258,800	319,750	337,150	371,650	383,400	403,950
68	259,650	320,400	337,750	371,950	383,800	404,350
69	260,450	321,200	338,050	372,500	384,450	404,600
70	261,500	321,900	338,550	373,150	385,050	404,900
71	262,500	322,350	338,950	373,750	385,600	405,200
72	263,500	323,050	339,400	374,050	386,000	405,500
73	264,500	323,600	339,800	374,650	386,600	405,800
74	265,600	324,100	340,300	375,350	387,200	406,100
75	266,600	324,450	340,800	375,950	387,750	406,400
76	267,550	325,000	341,300	376,350	388,150	406,750
77	268,450	325,500	341,600	376,700	388,650	407,150
78	269,400	326,000	342,000	377,200	389,150	407,500
79	270,400	326,300	342,450	377,600	389,750	408,100
80	271,300	326,750	342,850	378,100	390,050	408,700
81	272,200	327,250	343,150	378,650	390,450	409,400
82	273,050	327,650	343,550	379,350	390,850	409,900
83	274,000	327,950	344,000	379,950	391,250	410,550
84	274,900	328,450	344,400	380,550	391,700	411,050
85	275,700	328,750	344,600	380,950	392,200	411,550
86	276,550	329,050	345,000	381,400	392,700	412,050
87	277,400	329,350	345,450	381,800	393,050	412,550
88	278,300	329,700	345,850	382,100	393,600	413,050
89	279,050	329,900	346,050	382,350	394,100	413,750
90	279,900		346,450	382,750	394,500	414,250
91	280,650		346,850	383,150	395,000	414,900
92	281,550		347,150	383,450	395,400	415,400
93	282,400		347,450	383,750	395,700	416,100
94	283,250		347,850			416,600
95	284,000		348,250			417,100
96	284,750		348,650			417,600
97	285,250		349,150			418,300

別表 2 (第 1 2 条関係)

○非正規職員給料表

職等	事務局長	嘱託職員	再雇用職員
月額	292,300円	197,550円	277,150円
適用条件	秦野市職員であった者が常勤の事務局長として採用された場合	常勤の嘱託職員として採用された場合	公益社団法人秦野市シルバー人材センター事務局長であった者が常勤の再雇用職員として採用された場合